27 5 29

略

[項を削る。]

官

38 | 30 |

5 37

略

39

で定める保健に係る事項とする。

第五十二条に規定する小学校学習指導要領

省令で定める事項は、学校教育法施行規則

免許法附則第十四項に規定する文部科学

2 これらに関する主なる公文書を相当期間保 単位修得試験における単位修得原簿その他 存しなければならない 大学は、大学、免許法認定公開講座及び 2

3 附 略

3

[同上]

る公文書を相当期間保存しなければならな る単位修得原簿その他これらに関する主な 許法認定通信教育及び単位修得試験におけ

則

[項を削る。]

[項を削る。]

27 附 則

期間は、二年二月とする。 ただし書に規定する文部科学省令で定める 免許法附則第八項ただし書及び第十二項

ければならない。 項に係る免許状更新講習を履修するに当た 免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事 つては、教諭を対象とするものを履修しな 普通免許状の授与を受けようとする者は、 免許法附則第八項ただし書の規定により

同上

各号に定めるものを履修しなければならな 当たつては、 る事項に係る免許状更新講習を履修するに り普通免許状の授与を受けようとする者 ようとする普通免許状の種類に応じ、当該 免許法附則第十二項ただし書の規定によ 免許状更新講習規則第四条各号に掲げ 次の各号に掲げる授与を受け

する免許状更新講習 養護教諭の免許状 養護教諭を対象と

状更新講習 教諭の免許状 教諭を対象とする免許

41 | 33 |

同上

42 で定める保健に係る事項とする。 第五十二条に規定する小学校学習指導要領 省令で定める事項は、学校教育法施行規則 免許法附則第十五項に規定する文部科学 同上

線は注記である。 表中の「」 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍

(番号)

授

与 権 者

印

記載は、次に定めるところによるものとする。

教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。 「(教育職員)」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立

本籍地については、都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)を記入す

記入すること。 法)」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)」と 和三十六年改正法」という。)附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「(教育職員免許 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号。エにおいて「昭

エ 免許法第十六条、第十六条の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法 附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、(「第 「第十六条の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入するこ 条」)の箇所は、それぞれ「第十六条」、

てはこの箇所を設けないこと。 合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつ 「(左記の教科について)」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては 「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場 「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては

教科等の定めのない免許状の場合は、「(記)」の欄は設けないこと。

キ 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、 一番から追番号をもつて記入すること。 年度ごとに番号を改め、

「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする

(ア) 専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院で の専攻(十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記 入することができる。

別記第一号様式 (第七十二条関係) 別記第一号様式を次のように改める。

大学は、大学、免許法認定公開講座、免

(教育職員)(専修)(一種)(二種) 免許状

旧 氏姓 名

(通称名)

日生

| 員)(専修)(一 一種) (二種) 免許状を授与する。 (教育職員免許法) (第一条)の定めるところにより(左記の教科について) (教育職

月 日

記

年

授与条件